

評価(ABCD).

評価(ABCD).

A

1. 本件別訴は適法か。本件本訴訟に係属しているところ、
本件別訴の提起が重複起訴にあたるかが問題になる。

3. 本件 ~~は~~ 本訴²は、Xが、Yを被告として、甲土地の
所有権の確認を求めるといふこと。当事者は、X・Y
と、審判対象は、甲土地の所有権である。一方、本件
別訴³は、Yが、Xを被告として、甲所有権に基づき

4. (1) もっとも、前訴本件訴訟の確定、利益が消失
したから問題となる。

(2) したがって、確証の無いは既判力にない。
 とは、合併の無いはこれに加えて執行力もない。

答集2022
 247 ページの73が
 78910を回避した
 ため、要約版で55を
 認めたのは、
 理由が明白に
 示されているから
 である。
 ページ
 裏面へ
 書き加えられた
 数字は55とあり、
 思われる。

たが、本件別訴は、本件訴訟を包摂しているとも
思える。

(3) (カ) 本件では、同一裁判所に係属する
反訴(146条(項))ではなく、別訴として提起している
ので、かかる主張は認められない。

5 5. よって、本件別訴は、~~再~~提起すべし重複
起訴に当たり、違法である。

以上

3ページへお願ひします。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民事訴訟法			

評価(ABCD)

	[設問2]	作用する。33と12.
	1. 前訴判決の既判力は、後訴においてどのように作用するか。	
5	2.(1) <u>既判力</u> とは、確定判決による、後訴に対する通用力という。具体的には、 <u>裁判所は、後訴において、前訴判決で既に既判力が生じた事項につき、それを前提に訴訟を進めることにならず</u> 、その結果、相手方は、 <u>それと矛盾した主張をすることができなくなる</u> 。その発生根拠は、自己責任と、紛争の一回的解決にある。	
10	(2) 既判力が作用するのは、①前訴判決の訴訟物と後訴の訴訟物が同一である場合、②後訴判決前訴の訴訟物が、後訴の訴訟物の判決関係にある場合、③前訴の訴訟物と後訴の訴訟物が矛盾関係にある場合である。	
15	(3) <u>既判力</u> が生じるのは、 <u>原則として判決本文に包含されたものに限定する(114条1項)</u> 。紛争の一回的解決の観点からはそれが十分であり、迅速な弾力的な管理を行う必要があるからである。	
20	(4) <u>既判力</u> は、当事者間に生じる(115条1項1号)。	
25	3.(1) まず、既判力が作用する場合かを検討する。前訴の訴訟物は、甲土地の所有権がXに存在していたことである。後訴の訴訟物は、 <u>YがXに對する甲土地の所有権に基づき返還請求権としてAの所有権を主張する</u> 。存否である。	
	(2) まず、前訴の訴訟物と後訴の訴訟物は、上述の通り同一である(114条1項)。次に、 <u>甲土地の所有権</u>	

Xが甲土地の所有権を有しないこと。YがXに
対する甲土地の明渡請求権に~~あつた~~。存在は、
先決関係にも矛盾関係にもない。(2)(3)

(3) よう。本件では、前訴判決と後訴は、前訴判
決において争った既判力か、後訴が作用するという
関係になる。

(西) 4. したがって、前訴判決を経て後訴を提起する
という方法を選択した場合、前訴判決の既判力は
後訴に対して作用しない。

以上

全体として必要な部分から第1711子としたいと思います。

弁護士 鷹合宣宗

4ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。